公認競技会

陸上競技は、走る(歩く)、跳ぶ、投げるといった人間の本源的な動作の速さ、高さ、長さを競う競技である。そしてこの走る、跳ぶ、投げるといった動作を競う場面は、全国の至る所で行われ、その速さ、高さ、長さといった記録についても至る所で計測されている。

しかし、その記録がすべて陸上競技の公認記録として認められるかといえば、答えは NOである。例えば、学校の校庭で行われる運動会で100mの記録が計測されたとしても、それが公認記録として認められることはない。

陸上競技の公認記録は、陸上競技の公認競技会でマークされた記録でなければならない。そして公認記録と認められれば、それは日本のみならず、世界共通に通用する記録となるのである。

1 公認競技会の条件

それでは、公認記録を出す前提となる公認競技会とは、どのよう な競技会であるのか。

本連盟は、2014年に「公認競技会規程」を制定した。その規程に よれば、公認競技会の条件は、以下の7つである。

- ① 主催者(主催団体)が本連盟,または本連盟が公認競技会を 主催する権利を委譲した団体であること。¹
- ② 原則として、参加競技者は本連盟登録会員規程に定める登録 会員であること。
- ③ 本連盟競技規則に基づいて行われること。
- ④ 本連盟の公認に関する諸規定に合致した陸上競技場,室内陸 上競技場,長距離競走路及び競歩路で行われること。
- ⑤ 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。2
- ⑥ 管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請され、承認を受けた競技会であること。
- ⑦ 競技結果を本連盟が定める方法及び書式で競技会終了後30 日以内に提出されていること。

¹ 定款第4条第7号及び定款細則第2章からの類推適用。

² ②~⑤は競技規則第2条の国内適用の1. 競技会の要件に基づいている。

以下、これら①~⑦のうち、必要なものについて解説を加える。

2 公認競技会の主催者

(1) 公認競技会を主催する権利

日本陸上競技連盟は定款第5条第1項において、「国際陸上競技連盟に日本の陸上競技界を代表する唯一の団体として加盟する。」と 規定されている。そしてその国際陸上競技連盟競技会規則第2条第7項において、「加盟団体は自国の競技会を認可することができる。」としていることから、日本陸上競技連盟が日本で開催される陸上競技会を認可することが読み取れる。

さらに定款第4条第7号に目的を達成するための事業として,「陸上競技の国際競技大会,日本選手権大会及びその他の競技会の開催に関すること。」が規定されていることから,本連盟のみが日本における陸上競技会を開催すること,すなわち陸上競技の公認競技会を主催することができると解釈される。

ただし、これは条文からの解釈または類推適用であることから、今まで一般に理解しづらい側面があった。今回制定された「公認競技会規程」においては、このような解釈に委ねられていた部分が、条文で直接示されることとなっている。公認競技会規程第3条第1項において「公認競技会の主催は、国内において本連盟のみがその権利を有する。」と規定された。

(2) 公認競技会を主催する権利の委譲

本連盟のみが陸上競技の公認競技会を主催する権利(以下「主催権」という。)を有してはいる。しかし、国内には、さまざまな地区、年代、レベルの競技会が数多くあり、それらすべてを本連盟が主催するのは不可能である。そのため、主催権を他の団体に委譲し、その団体が主催した競技会に限り、(他の条件を満たしていれば)公認競技会として認可をし、国内において広く公認競技会が開催されるような仕組みとっている。ただ、この主催権をやみくもに委譲するわけにはいかない。主催権を委譲する団体及びその範囲は、特定する必要がある。

「公認競技会規程」において,主催権を委譲されているのは,以 下の団体である。

- (1) 加盟団体(都道府県陸協)
- (2) 加入団体
- 地域陸上競技協会 (3)
- 日本実業団陸上競技連合及びその下部組織 (4)
- (5) 日本学生陸上競技連合及びその下部組織
- 日本マスターズ陸上競技連合及びその下部組織 (6)
- 本連盟が出資・設立した法人 (7)

加盟団体である47都道府県陸協には、都道府県の陸上競技選手 権大会及びその地域内での公認競技会を主催する権利が委譲され る。また、加盟団体であるということから、都道府県陸協については、 本連盟の承認のもとで、全国規模の大会3を開催することもできる。

加入団体とは、加盟団体である都道府県陸協に登録している団体 であり、郡市区町村陸協や、その他の一般クラブがこれに該当する。 「加入団体」以外の上記①、③~⑦に対しては、本連盟が主催権を 委譲しているのに対し、加入団体に対しては「加盟団体」が主催権 を委譲している。このことは、加入団体の主催する公認競技会は、 原則として、その対象は加入団体が登録している都道府県登録者に 限られていることを意味する。4 また、このことから加入団体は全 国規模の競技会を開催することはできない。

地域陸上競技協会とは、北海道、東北、関東、東京、北陸、東海、 近畿、中国、四国、九州の10の陸上競技協会をいい、当該地域に 所属する加盟団体をもって構成される。(ただし、北海道陸協、東 京陸協は加盟団体であると同時に地域陸協でもある。) 地域陸協は、 地域陸上競技選手権大会及び地域的競技会の公認競技会を主催する 権利を委譲されている。

日本実業団陸上競技連合、日本学生陸上競技連合、日本マスター ズ陸上競技連合は、下部組織とともに、それぞれ実業団、大学生、 マスターズの公認競技会を主催する権利を委譲されている。

これら3団体は本連盟の協力団体であるが、協力団体としてはそ の他に全国高等学校体育連盟(以下「高体連」という。)、日本中学 校体育連盟(以下「中体連」という。)の2団体がある。しかし、こ の2団体に対して、本連盟は公認競技会を主催する権利を委譲して

³ 全国規模の大会とは、全国に広く参加者を募る競技会。
4 ただし、自己と密接な関連がある競技会として、そこに関連のある他の都道府県の競技者を交えて行うことについては否定するものではない。

いない。それは、高体連及び中体連は、総合体育団体であり、陸上 競技のみを目的とする団体ではないからである。そこで、高体連及 び中体連とその下部組織については、本連盟もしくは加盟団体(都 道府県陸協)の主催のもとに公認競技会を開催することができると している。

公認競技会規程においては、本連盟が出資・設立した法人に対しても、公認競技会を主催する権利を委譲することが明確にされた。 現在、それに該当する団体は、「東京マラソン」を主催する「東京マラソン財団」である。

(3) 公認競技会での主催の表記

公認競技会は、本連盟または主催権を委譲された団体が主催しなければ、開催できない。そのため、競技会要項やプログラム等の「主催」には、必ず本連盟もしくは主催権を委譲された団体が列挙されていなければならない。

<全国規模の競技会の例>

日本陸上競技選手権 主催:日本陸上競技連盟

全日本実業団陸上競技選手権 主催:全日本実業団陸上競技連合 日本学生陸上競技対校選手権 主催:日本学生陸上競技連合

全国高等学校陸上競技選手権

主催:日本陸上競技連盟,全国高等学校体育連盟 全日本中学校陸上競技選手権

主催:日本陸上競技連盟,日本中学校体育連盟

(4) 公認競技会とはならない主催の表記

主催者の表記に関してしばしば問題となるのは、「共催」の扱いと、 主催権を委譲された団体が加盟団体となっている体育協会や、構成 団体となっている実行委員会等が主催のケースである。

「共催」に関しては、共に開催しているという意味で、主催者の一翼を担っているのではという解釈はあるけれども、本連盟としては、主催者あっての共催者という見解をとっている5ので、主催権を委譲された団体が「主催」ではなく、「共催」に列挙されていた場合は、公認競技会にはならない。

次に、主催権を委譲された団体の上部団体が主催者となっている

⁵ 主催者は、主催者と共同して公認競技会を開催する団体を共催者とすることができる。(「公認競技会規程」第4条)

場合である。各自治体単位の陸上競技協会の多くは、その自治体単位の体育協会の加盟団体となっている場合が多い。また、近年のマラソンブームで、道路競走の競技会が数多く開催されている。その場合は多方面の協力が必要なため、実行委員会等の組織が起ち上げられることが多く、各自治体単位の陸上競技協会は、その実行委員会等の構成団体となっている場合が多い。このようなとき、体育協会や実行委員会のみが主催になっていただけでは、公認競技会にはならない。体育協会や実行委員会等自体に主催権はなく、あくまで主催権を委譲された団体が、主催に列挙されていなければならない。

ここで、公認競技会にならない場合、なりうる場合を例示する。(○ は公認競技会と認められる表記、×は公認競技会とは認められない表記)

× 主催: A市, A市体育協会 共催: A市陸上競技協会

○ 主催: A市, A市体育協会, A市陸上競技協会

× 主催: B県高体連

共催: B陸上競技協会

○ 主催: B陸上競技協会, B県高体連※ 主催: C市マラソン実行委員会※ 主催: C市マラソン実行委員会

共催: C市陸上競技協会

× 主催: C市マラソン実行委員会(C市,C市教育委員会,

C市体育協会, C市陸上競技協会)

○ 主催: C市マラソン実行委員会, C市陸上競技協会

3 参加競技者

(1)日本陸上競技連盟登録会員

公認競技会規程第5条第1項には、参加競技者に関する規定がある。そこでは、「公認競技会には、本連盟登録会員規程に定める登録会員のみが競技者として参加できる。」6としている。

ここで登録に関して、簡単に説明しておく。「登録会員規程」第6

⁶ これは、国際競技会規則第2条第7項の国内適用1.(1)、3.(1)に基づいている。 7 ここでいう中学生登録、高校生登録は中体連あるいは高体連を通じて登録をした場合のことを指して いる。中学生あるいは高校生であっても加入団体を通じた団体登録や個人登録は可能である。また、 中学生及び高校生については、学校と加入団体との三重登録も認められている。登録会員規程第8条)

条には登録の種類が規定されている。そこに記載されているのは、 団体登録、個人登録、中学生登録、高校生登録⁷、大学生登録である。 それでは、登録の種類によって、どこの登録会員となるか、以下の 表にまとめている。

	団体登録	個人登録	中学生登録	高校生登録	大学生登録
加入団体	0				
中学			0		
高校				0	
大学					0
都道府県陸協	0	0	0	0	0
都道府県中体連			0		
都道府県高体連				0	
地区及び日本学連					0
日本陸連	0	0	0	0	0

この表で○はその団体の登録会員であることを示し、◎はその団体の登録会員であると同時に、所属名の団体であることを示す。例えば、東京都の X 高校で東京都高体連を通じて登録すれば、東京都高体連、東京陸協そして日本陸連にその登録情報が送付されることから、所属名は X 高校で、X 高校の登録会員であると同時に、東京都高体連(陸上競技専門部)、東京陸協、日本陸連の登録会員となる。

上記のいずれについても、都道府県陸協と日本陸連には登録情報がもたらされることから、登録をすることによって都道府県陸協及び日本陸連の登録会員(登録競技者)となる。これらの登録による競技者のみが参加していれば、その競技会は公認競技会の要件を満たすことになる。逆に言えば、参加資格に登録競技者であることを明示しておけば、例えば、それが「東京陸協登録競技者」や「東京都高体連登録競技者」といったような記載であっても、「日本陸上競技連盟登録競技者」であり、公認競技会の要件は満たされる。

これ以外に、協力団体に関係する登録で、実業団登録とマスターズ登録というものがある。実業団登録⁸には、加入団体を通じた団体登録または個人登録が必要となる。そのため、実業団登録を参加資格としている実業団連合主催の競技会であっても公認競技会の要件は満たされることになる。

一方,マスターズ登録をしている競技者は,必ずしも加入団体を

通じた団体登録または個人登録をしているわけではない。そのため マスターズ登録を参加資格としているマスターズ連合主催競技会 は、公認競技会の要件を満たしてはいず、一部の競技会を除き、公 認競技会とは認められない。

(2) 参加競技者に関する例外

原則として、公認競技会に参加できるのは日本陸連登録会員であ り、日本陸連登録会員のみが参加競技者でなければ公認競技会の要 件を満たすことにはならない。しかし、ここに例外がある。公認競 技会規程第5条第1項但し書きで、以下の3つの場合を挙げている。

- ① 道路競技会に参加する競技者
- ② 小学生競技者
- ③ 主催者が認めた外国人競技者

上記の競技者に関しては、登録会員ではなくても公認競技会 に参加することはでき、逆に言えば、上記の競技者が参加して いたとしても公認競技会の要件は満たされることになる。

① 道路競技会に参加する競技者

ここでいう道路競技会とは、競技規則第240条第1項の道路 競走で規定されている競技会を指し、クロスカントリーとマウ ンテンレース、道路で行われる競歩競技、そして駅伝競走につ いては含まない⁹。ロードの公認競技会を主催する団体は、非 登録会員であっても参加をさせることは可能である。ただし、 道路競走でマークされた非登録会員の記録は公認記録とならな いことはいうまでもない。

② 小学生競技者

小学生に関しては注意が必要である。小学生の登録は、いまのところ本連盟として制度化されてはいない。しかし、いくつかの加盟団体(都道府県陸協)においては小学生登録を行っているところがある。ただこれらの小学生登録は当該加盟団体の中で完結し、他の加入団体登録とは異なり、本連盟まで登録情報が伝わっていないことが多い。このような事情や、そもそも小学生登録自体行われていないのがほとんどであるので、普及の観点からも小学生を対象としている場合には、公認競技会で

⁹ 第2条第7項国内適用3項「ロード競技においては、登録会員でない者でも参加を認めることができる。」に基づく。

あっても非登録会員である小学生の参加を認めることとなっている。この場合も、日本陸連の非登録会員である小学生の記録については公認記録とはならない。

③ 主催者が認めた外国人競技者

外国人競技者は、一般的には、日本陸連登録会員ではない¹⁰。 そのため、海外のトップアスリートを招待して競技会を行うような場合、そのような外国人競技者を例外としておかないと、その競技会は公認競技会の要件を満たさなくなってしまう。

外国人競技者に関しては、第2条第7項の国内適用第6項「外国人競技者の出場資格」にあるように、「その者の属する国のIAAF加盟団体から競技者資格および参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば本連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。」とされている。公認競技会規程では、この条項についても考慮し、「主催者が認めた」外国人競技者を例外としている。

4 競技場及びコース

公認競技会規程第7条第1項では「公認競技会は、本連盟の公認 に関する諸規定に合致した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競 走路及び競歩路で行うものとする。」とされる。

今回の公認競技会規程で明確にされたのは、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走に関するコースに関してである。これらについてもそれぞれ競技規則第250条、第251条、駅伝競走規準に合致したコースであれば、公認競技会を開催できると認めた点である。(これらのコースについては、公認競走路としての申請も必要としていない。)

そのため、他の公認競技会の要件を満たしていれば、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走についても公認競技会として開催できる。

5 公認競技会の要項

^{10「}日本に居住している外国人は、都道府県陸協の審査を経て本連盟の登録会員となることができる。ただし、外国人の登録は本来所属すべき国またはテリトリー(領土)の陸上競技連盟の事前承認なしに登録することはできない。」(「登録会員規程」第11条」)

(1) 要項のひな型

公認競技会を開催するにあたって, 主催者は競技会の要項を作成 し, 参加競技者を募集する。それと同時に, 要項には, その内容に 基づいて競技会が運営されるという側面もある。そのため, 要項の 記載事項は, 競技会にとって非常に重要な意味をもつ。

ここで、本連盟主催競技会の要項について、そのひな型を示す。 競技会の規模や内容によっては、特に記載する必要のない事項もあ る。しかし、どのような事項を考慮する必要があるのか、参考にし ていただきたい。

《公認競技会の要項のひな型 (日本陸連主催競技会)》

1.主 催

14. 申込方法

2.共 催

15.棄権について

3.後 援

16. 表彰

4.主 管

17. 個人情報取り扱いについて

5.特別協替

18. その他

6. 協 替

(1)正式な競技日程…

7.特別協力

(2)競技中に発生した傷害… (3)ドーピングコントロール

8.期 日

9.場 所(※ロードはコース) (4) TUE 申請

10.種 目

(5)…持ち込める物品の商標…

11.参加資格

(6)大会の映像…

(※ロードは制限時間等)

(7)宿舎等

12.競技規則

(8)棒高跳用ポールの送付先について

13.参加料

19.問合せ先

※;共催,特別協賛,協賛,特別協力等がない場合は,項番を 繰り上げる。

《共通的な項目の記載例 (日本陸連主催競技会)》

【ロードのコース】

 \bigcirc \bigcirc コース このコースは \bigcirc km, ・・・ \bigcirc km の記録が公認さ

れる。ただし、完走/完歩した競技者が対象。

【参加資格】

20xx年度日本陸上競技連盟登録者で、・・・日本国籍を有する 競技者(日本で生まれ育った外国籍競技者を含む)

【競技規則】

20xx年度日本陸上競技連盟競技規則による。

【棄権について】

大会参加が認められた後に棄権する者は、本大会規定の棄権届(日本陸連ホームページ大会情報本大会要項)に必要事項を記入し大会前日までに本大会事務局へFAX(xx-xxxx-xxxx)すること。大会開催中は招集所に提出のこと。 届けなく棄権した者は、本連盟及び加盟団体の主催・主管する競技会に出場を認めない処置を講ずることがある。

【個人情報取り扱いについて】

- (1) 主催者及び共催者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。
- (2) 本大会はテレビ放送及びインターネットで動画配信を行うことがある。

<※;テレビ放映/インターネット配信を行う場合に入れる。>
(3) 大会の映像・写真・記事・個人記録等は、主催者、共催者及び主催者、共催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。

【正式な競技日程】

正式な競技日程及び競技注意事項等は、申込締切後に資格審査を行い、xx月xx日(x)以降、日本陸連ホームページに掲載するので参照されたい。http://www.・・・

【競技中に発生した傷害・・・】

競技中に発生した傷害・疾病についての応急措置は主催者側に て行うが、以後の責任は負わない。

【ドーピングコントロール】

国際陸上競技連盟ドーピング防止規程もしくは日本ドーピング 防止規程に基づいて行われる。なお、本大会のドーピング検査 では、尿又は血液(或いは両方)の採取が行われる。該当者は 指示に従って検査を受けること。

【TUE申請】

禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は "治療目的使用に係る除外措置 (TUE) "の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のホームページ (http://www.jaaf.or.jp/medical/index.html),又は日本アンチ・ドーピング機構ホームページ (http://www.playtruejapan.org/)を確認すること。

【・・・持ち込める物品の商標の大きさ・・・】

競技者の衣類及び競技者が競技場内(練習場を含む)に持ち込める物品の商標の大きさは、競技会における広告及び展示物に関する規程(国内)による。←※国際大会は(国内)を外す。

【大会の映像・・・】

大会の映像は主催者及び共催者の許可なく第三者がこれを使用すること (インターネット上において画像や動画を配信することを含む)を禁止する。

(2) 公認競技会を開催するにあたっての要項のチェックポイント

公認競技会規程第9条には、「公認競技会を開催するには、管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請し承認を受けなければならない。」と規定されている。

各都道府県陸協の加入団体,または協力団体の傘下の団体が公認 競技会の開催を申請した場合,各都道府県陸協及び協力団体は,そ の競技会が公認競技会として認められるかどうかの審査を行う。競 技会の要項は,その際の最も重要な審査資料となっている。要項

- 上, 公認競技会として認められるための重要な点は以下のとおりで ある。
 - ① 「主催」に「日本陸上競技連盟」もしくは主催権を委譲された 団体が明記されているか。
 - ② 参加資格に「日本陸上競技連盟登録者」であることが明記されているか。
 - ③ 競技規則が「日本陸上競技連盟競技規則」に則っているか。
 - ④ 会場もしくはコースが、駅伝等を除き、公認陸上競技場、公 認室内陸上競技場、公認長距離競走路及び競歩路となっている か。

なお、②については、「3. 参加競技者(1)」で示したとおり競技会の参加対象者に応じて各都道府県陸協登録者、各都道府県高体連・中体連登録者、日本学連(または地区学連)登録者といったことの記載でもかまわない。

公認の道路競走競技会における留意点

公認記録の扱い

道路競走競技会においては、公認競技会で登録者と未登録者 が混在して競技を行うことが認められている。

しかしながら当然その中で本連盟登録会員の記録のみが公認 記録となる。

道路競走競技会においては、グロスタイム(スタートの号砲からフィニッシュまでの時間)とネットタイム(スタートラインを通過した時からフィニッシュまでの時間)が表示されることがよくあるが、公認記録となるのはグロスタイムのみである。参加標準記録として使用できるのもグロスタイムである。

登録者の取り扱い

- ・主催者は、エントリーの際に競技者の登録の有無を確認する。
- ・プログラムに登録者であることがわかるように表示する。 登録者は所属団体名・登録都道府県名を表記する。 未登録者は所属名を表記しないことが望ましい。

- ・登録者として出場するためには、エントリー時も競技会実 施日も両方の時点において登録していることが条件となる。
- ・スタートの並び順は、登録者と未登録者を分けて整列させる必要はなく、安全な競技運営の観点から登録、未登録に関わらず参加者の持ちタイム順に並べることが望ましい。
- したがって、登録者と未登録者の参加資格(制限タイム)を 別のものに設定することは望ましくない。
- ・トランスポンダーを使用する競技会においては、記録の申 請は電子申請で行うことが望ましい。

公認記録

「公認記録」に関しても、2014年に「公認記録規程」が制定され、 その内容が整理された。そこでは、公認記録とは「本連盟が認めた 記録をいう。」と定義されている。

ここでは、公認記録となるための条件、公認競技会と公認記録と の関係について解説する。

1 公認記録の条件

「公認記録規程」で定められた公認記録の条件は以下の4つである。

- ① 公認競技会で樹立された記録であること。ただし、クロスカントリー競走、マウンテンレース及び駅伝競走を除く。
- ② 競技者が日本陸上競技連盟登録会員であること。
- ③ 競技場で行われる種目は、事前に検定を受けている距離及び 器具で実施されていること。
- ④ 競技会終了後30日以内に指定された方法で、本連盟に結果 が申請されること。

2 公認競技会でも公認記録とならない場合

公認記録は、公認競技会でマークされた記録であるが、公認競技会でマークされた記録が、すべて公認記録となるわけではない。それを上記の公認記録の条件をもとに見ていくこととする。

(1) 公認競技会の種類に関して

公認記録の条件①の部分で、クロスカントリー競走、マウンテンレース、駅伝競走に関しては、それらが公認競技会であっても、そこでマークされた記録は公認記録とはならない。その主たる理由は、それらの競技会が行われているコースが公認競走路ではないためである。公認の駅伝競技会の10km区間での記録は、その競技会での記録(大会記録等)としては認められるが、10kmの公認記録とはならない。

(2) 公認競技会の参加者に関して

公認競技会においても、日本陸上競技連盟登録会員以外の競技者

が参加できる場合がある。これに関しては前述の「公認競技会 3. (2) 参加競技者の例外」に記載されている。

そこに記載のあるもののうち, 道路競走の公認競技会に参加した 非登録競技者と, 本連盟に登録されていない小学生競技者のマーク した記録については, 公認記録とは認められない。

(3) 公認陸上競技場に関して

公認陸上競技場で開催される公認競技会においても、公認記録が 認められない場合がある。

まず1つは、事前に検定を受けていない距離で実施された記録である。例えば、50m、60m、80mといった距離に関しては、陸上競技場の検定の際にスタート地点が計測されておらず、マークやポイントがうたれていない。このような距離で競技を行う場合、技術総務、公式計測員等が巻き尺で計測をしてスタート地点を定めてはいるが、検定された距離でない以上、そこでマークされた記録を公認記録とすることには問題がある。

もう1つは、事前に検定を受けていないレーンで実施された記録である。この主なものは、100mで向かい風が吹いている時に、逆走をしたり、バックストレートで競技を実施する場合である。ホームストレートの逆走やバックストレートの100mが事前に検定を受けている場合には問題はないが、もしこのような検定を受けていない陸上競技場で、そのような方法で競技を行った場合には、そこでマークされた記録は公認記録とは認められない。

(4) 競技規則に関して

公認競技会は日本陸上競技連盟競技規則に則って開催されなければならない。この競技規則の中で、公認記録にならないことが明記されている記録、及び競技規則に記載されていない規格の器具を用いて実施された種目の記録については公認記録と認定されない。

前者に関しては、競技規則第260条第22項(d)、第26項(d)、第27項の風力に関する規定である。屋外で実施される200mまでのトラック競技、走幅跳、三段跳においては、追い風2mを超える場合には記録は公認されない。また混成競技においては、風速を計測する種目において、それらの平均が2mを超える場合には記録は公認されない。

後者に関しては、ソフトボール投やジャベリックスロー等、競技 規則に規定されていない投てき物を用いての競技、小学生用のハー ドルといった、競技規則とは異なる規格で実施される競技の記録が これにあたる。

3 公認記録が認められる種目・距離について

公認競技会においてマークされた記録については、前述の例外を除き、公認記録として認められる。それでは、どんな種目または距離でも公認記録として認められるのだろうか。

競技規則によれば、ハードル競技、障害物競走、リレー競技、道路競走については、それぞれ標準の距離が定められている(競技規則168条1、169条1、170条1、240条1)。また混成競技については競技規則200条1~5、及び200条の国内規定で、構成される種目が明記されている。そしてフィールド種目については、競技規則においては、走高跳、棒高跳、走幅跳、三段跳、砲丸投、円盤投、ハンマー投、やり投のみが明記されている。そのため、これらの競技に関しては、その標準距離及び種目以外については公認記録とは原則として認められない。

問題になるのはトラック競技の距離と、競歩競技についてである。 競歩競技のうち道路競歩については、公認競歩路で実施されるため、 それぞれの公認競歩路で公認される距離が決まっていることから、 これ以外の距離では記録は公認されない。

しかし、トラック競技の競走競技と競歩競技については、競技規則の上で種目に関する規定は特にはない。そのため、公認陸上競技場においてスタート地点にマーカーやポイントがある競技については、記録としては公認される。例えば、4000m競走の競技を実施したとしても記録は公認される。

ただ、記録は公認されたとしても、その距離が一般的に実施され、認知されているのかという問題がある。実際、中学・高校の特有の種目を除いては、多くの公認競技会で実施されているのは、世界記録または日本記録が認められる種目についてである。それ以外の種目について競技を実施し、公認記録として認められたとしても、注目されることはほとんどないというのが実情である。

4 世界記録、日本記録が認められる種目

それでは、世界記録または日本記録が認められる種目とはどの種目か。これについては競技規則第261条~第265条に記載がある。 それをまとめたものが次の表である。

なおエリア記録 (アジア記録) が認められる種目は, 世界記録が 認められる種目と同じである。

<世界記録, 日本記録が認められる種目>

		オリ	#	界	В	*	ジュニ	ア世界	ジュニ	ア日本	室内	世界	室内	日本	ジュニア	室内世界	ジュニア	室内日本
	種目	2	男子 (46種目)	女子 (45種目)	男子	女子 (50種目)	男子 (26種目)	47	男子	女子 (28種目)	男子 (22種目)	女子 (22種目)	男子	女子 (20種目)	男子 (16種目)	女子	男子 (16種目)	<i>#</i> 7
	1#.□ 50m	2	(46種目)	(45種目)	(57種目)	(50種目)	(26種目)	(27種目)	(27種目)	(28種目)	(22種目)	(22種目)	(22種目)	(20種目)	(16種目)	(16種目)	(16種目)	(16種目)
	60m		-	_	_	(写)	_	_	_	_	(写)	(五)	(写)	(写)	(写)	(写)	(五)	(写)
	100m	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(4)	(-9-)	(9)	(-)	(4)	(-9-)	(-g-)	(9)
		*	_	(写)	(写)		(写)	(写)			(写)		(写)			(写)		
	200m 300m	*	(写)	(4)	(写)	(写)	(5)	(4)	(写)	(写)	(4)	(写)	(4)	(写)	(写)	(4)	(写)	(写)
		_	(98)								(98)	(99)	(99)			_	-	(700)
	400m	*	(事)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(事)	(写)
	800m	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
	1000m		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1500m	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1マイル		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2000m		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3000m		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5000m	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10000m	*	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	15000m		-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20000m		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1時間		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25000m		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30000m		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50mH		-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-
トラック	60mH		-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)
2	110mH	*	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100mH	*	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
	400mH	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
	2000mSC		-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3000mSC	*	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	4×100mR	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	-	-	-	-
	4×200mR		(写)	(写)	(写)	(写)	-	-	-	-	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-
	100+200+300+400m		-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4×400mR	*	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	(写)	-	(写)	-	-	-	-	-
	4×800mR		0	0	0	0	-	-	-	-	0	(写)	0	(写)	-	-	-	-
	4×1500mR		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3000mW (トラック)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-
	5000mW (トラック)		-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	0	-	-	-	-	-
	10000mW (トラック)		-	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	20000mW (トラック)		0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30000mW (トラック)		0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50000mW (トラック)		0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2時間W(トラック)		-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	五種競技		-	-	-	-	-	-	-	-	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)
	七種競技	*	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	(写)	-	(写)	-	(写)	-	(写)	-
	十種競技	*	(写)	(写)	(写)	-	(写)	(写)※	(写)	(写)※	-	-	_	-	-	_	-	-
	I TEXXIX	1	(4)	(サ)	(9)		(49)	(争)☆	(9)	(争) 次								

		オリン	ш	界	B	本	ジュニ	ア世界	ジュニ	ア日本	室内	世界	室内	日本	ジュニア	室内世界	ジュニア	室内日本
	種目	ピック	男子 (46種目)	女子 (45種目)	男子 (57種目)	女子 (50種目)	男子 (26種目)	女子 (27種目)	男子 (27種目)	女子 (28種目)	男子 (22種目)	女子 (22種目)	男子 (22種目)	女子 (20種目)	男子 (16種目)	女子 (16種目)	男子 (16種目)	女子 (16種目)
	10km		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15km		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
	10マイル		-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20km		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
道	ハーフマラソン		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
競競走	25km		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Æ	30km		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	35km		-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	マラソン	*	•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100km		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロードリレー (マラソンの距離のみ)		•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5km		-	-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10km		-	-	•	•	•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-
競歩	15km		-	-	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(道路)	20km	*	•	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30km		-	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	50km	*	•	-	•	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	走高跳	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
跳腳	棒高跳	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ht	走幅跳	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三段跳	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	砲丸投	*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投て	円盤投	*	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
*	ハンマー投	*	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	やり投	*	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-

写 : 写真判定のみ

写真判定あるいは手動計時

● : 写真判定・手動計時・トランスポンダー計時

【注意①】 競歩競技を除く女子道路競走について、IAAFは、男女混合レースで 樹立された世界記録と女子単独レースで樹立された世界記録に分けて 二つの世界記録を公認する。

【注 釈】 IAAFは男女別に時間差を置いてスタートするレースは「女子単独」

に含めている。

[注意②] 競歩競技を除く女子道路競走について、男女混合レースで樹立された日本記録と女子単独レース(男女別時間差スタートを含む)で樹立された日本記録に分けて二つの日本記録を公認する。

※7300点を超える場合のみ公認

*アジア記録は世界記録と同じもの

5 世界記録、日本記録が認められるための要件

公認競技会において、日本記録または世界記録を上回る記録が マークされたとする。公認競技会でマークされた公認記録であるか ら、直ちに日本記録または世界記録として公認されるかというと、 そうではない。

その記録が日本記録または世界記録として正式に認められるためには、日本記録または世界記録としての要件を満たす必要がある。 それについては競技規則第260条及び第265条に規定されており、 これをまとめたのが次の表である。

各種目に該当する要件をすべて満たしていることが認定されたと きに、はじめて世界記録、日本記録として公認されるのである。

逆に言えば、従前の世界記録または日本記録を上回り、公認記録 として認められているにもかかわらず、世界記録もしくは日本記録 とならない場合があるのは、これらの要件のうち1つでも満たされ ていないものがあるためだと、ご理解いただきたい。

なおエリア記録(アジア記録)が認められるための要件は,世界 記録が認められるための要件と同じである。

<世界記録・アジア記録が公認されるための要件>

【全般】 (IAAF 規則第260条 世界記録を参照)

	(11 11 11 17)	27120 - 11 NOSC 0 2 MO
要件	根拠 規則	IAAF/AAAが承認に必要な資料・署名など
IAAF 競技規則の適用	260.1	競技会はIAAF規則に基づいて実施
記録の種類	260.8	AAF/AAAが承認する記録・ 世界記録/アジア記録・ ジュニア世 界記録/ジュニアアジア記録 ・ 室内世界記録/室内アジア記録・ ジュニア室内世界記録/ジュニ ア室内アジア記録
最少参加者数	260.9	・個人種目は3人以上 ・ リレー種目は2チーム以上
提出書類	260.4	IAAF所定の用版で30日以内に申請 種目に応じて次の役員の署名 ・審判長 写真可定員主任 (または計時員3名、またはトランスポンダー 主任) ・ スターケー ・ 風力計測員 ・ スイールド審判員3名 ・ 計測員 (科学) ・ 技術 起務 ・ ドーセンが検索担当者 (DCO) ・ 国際競步審判員3名 ・ IAAF / AIMS自転車計測員 *コース計測担 当とコース設管総理担当
提出物	260.5	申請書 ・ 大会のプログラム ・ 当該種目の全記録
		・ 判定写真とゼロ・コントロールテストの写真 (260.22(C))
ドーピング検査	260.6	競技終了後のドービング検査の実施(リレーは全てのメンバー)
IAAF 認証の施設	260.18(a)	LAAFの認証の施設=IAAFクラス1またはクラス2を既得 もしくはIAAF基準で検定し、事後の計測報告書 (IAAF書式) 提出 *日本接温は、世界記録申請にあたり、IAAFクラス1またはクラス2取得を義務付け おけい
男女混合の制限	260.18(d)	トラックでは、フィールト種目を除き、男女混合の競技でないこと 女子道路競走は、男女混合と女子単独の2つの世界記録を承認する 道路競歩は、男女混合は認められる。
国際競歩審判員	260.25	・ 競歩種目では、少なくとも3人の国際競歩審判員(IAAFレベル/地域レベル)

【トラック競技】

要件	根拠 規則	IAAF/AAAが承認に必要な資料・署名など					
計時方法 (手動計時・写判システムで記録 計時)	260.22 (a)	・800mまで: 写真判定装置 (260.22 (b)) ・800mを超えるトラック種目: 写真判定装置または手動計時					
非機械的風速計の使用	260.22 (d)	- 200mまでの屋外種目では、第163条8〜13に規定される方法で測定された風速の報告 ・163条9: 非機械的(超音波)風向風速計の使用					
不正スタート <u>発見</u> 装置 (~ 400m まで)	260.22 (f)	 第261条 (シニア) 及び第263条 (シニア室内) の400mまでは、不正スタート発見装置使用 					

【フィールド競技】

要件	根拠 規則	IAAF/AAAが承認に必要な資料・署名など
計測方法	260.26 (a)	- 銅鉄製巻尺、または高度計を使用し、3人の審判員が確認 ・ 科学計測装置で計測 (EDM/VDM) *銅鉄製巻尺との誤差確認が必 要
非機械的風速計の使用	260.22 (b)	- 走幅跳と三段跳では、第164条10~12に規定される方法で測定された風速の報告 ・ 163条9:非機械的(超音波)風向風速計の使用
投てき物の再検査	260.26 (d)	使用された投てき物へのマークと競技後の検査

【道路競技(競走・競歩】

THE DELYCAX (MCYE, MCGV)		
要件	根拠 規則	IAAF/AAAが承認に必要な資料・署名など
計時方法	260.22 (a)	手動計時・写真判定・自動応答システムで記録計時
コースの自転車計測	260.28 (a) 260.29(a)	 IAAF / AIMS 自転車計測員の A 級または B 級によって計測
コースの条件	260.28 (b) 260.28(c) 206.29(b)	 道路競走では、次の条件を満たす・ セパレーション・エレベーション ※道路競歩では、1周が15m以上2Km以内
レース当日のコース確認	260.28 (d) 260.29(c)	・ IAAF / AIMS 自転車計測員により、当日のコース設営が正しくなされているかの確認
コース再計測	260.28 (e) 260.29(d)	IAAF / AIMS 自転車計測員による再計測 ただし、コース計測が A 級1名を含2名以上で実施され、うち1名が当日の 設営確認を実施した場合は不要

記録申請に使用する用紙類		①トラック競技	②フィールド競技	③混成競技	④道路競技
記録中前に使用する用取規	リング元	⑤競歩競技 (トラッ	/ク・道路) *記	入例	

トラック 跳躍 投てき 科学計測誤差確認書 科学計測誤差確認書 補完資料

用器具確認

<世界記録・アジア記録・日本記録が公認されるための要件>

【トラック競技】

要件	根拠 規則	世界記録	ジュニア 世界記録	室内 世界記録
IAAF競技規則の適用	260.1	0	0	0
国際陸連(アジア陸連)への公式な記録申請	260.4	0	0	0
IAAFのクラス2以上の施設であること	260.18(a)	0	0	211 213
判定写真とゼロコントロールテストの写真提出	260.22(c)	0	0	0
ドーピングテストの実施	260.6	0	0	0
計時方法 (手動計時・写判システムで記録計時)	260.22(a)	0	0	0
写真判定装置の使用(~800mまで)	260.22(b)	0	0	0
不正スタート発見装置(~400mまで)	260.22(f)	0	_	0
非機械的風向風速計の使用(~200mまで)	260.22(d)	0	0	_
個人種目で3人以上、リレー種目で2チーム以上の出場	260.9	0	0	0
男女混合でないこと(第147条において適用外あり)	260.18(d)	0	0	0
競歩種目:国際競歩審判が少なくとも3人以上	260.25	0	0	0

【フィールド競技】

要件	根拠 規則	世界記録	ジュニア 世界記録	室内 世界記録
IAAF競技規則の適用	260.1	0	0	0
国際陸連(アジア陸連)への公式な記録申請	260.4	0	0	0
IAAFのクラス2以上の施設であること	260.18(a)	0	0	211 213
ドーピングテストの実施	260.6	0	0	0
非機械的風向風速計の使用(走幅跳・三段跳)	260.26(b)	0	0	_
個人種目で3人以上、リレー種目で2チーム以上の出場	260.9	0	0	0
計測方法 (鋼鉄製巻尺、または高度計で計測し、3人の審判員が確認。 又は、科学計測装置(EDM、VDM)で計測)	260.26(a)	0	0	0
投てき物の再検査	260.26(d)	0	0	0

○…必須ノーはなくてもよい。

ジュニア室内 世界記録	アジア記録	ジュニア アジア記録	室内 アジア記録	ジュニア室内 アジア記録	日本記録	ジュニア 日本記録	室内 日本記録	ジュニア室内 日本記録
0	0	0	0	0		*国内適用の)ルールもある	,
0	0	0	0	0		* 日本陸連	へ申請必要	
211 213	0	0	211 213	211 213		*国内適用の)ルールもある	,
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	(オリンピック 種目のみ)	_	_	_
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	0	_	0	_	_	_	_	_
-	0	0	_	_	_	_		_
0	0	0	0	0	_	_	_	_
0	0	0	0	0	0	0	0	0
-	0	0	0	_	JRWJ1名	JRWJ1名	JRWJ1名	_

○・・・必須ノーはなくてもよい。

ジュニア室内 世界記録	アジア記録	ジュニア アジア記録	室内 アジア記録	ジュニア室内 アジア記録	日本記録	ジュニア 日本記録	室内 日本記録	ジュニア室内 日本記録		
0	0	0	0	0	*国内適用のルールもある					
0	0	0	0	0		*日本陸連/	への申請必要			
211 213	0	0	211 213	211 213	* 国内適用のルールもある					
0	0	0	0	0	(オリンピック 種目のみ)	_	_	_		
_	0	0	_	_	_	_	_	_		
0	0	0	0	0	_	_	_	_		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

「道路競技」

要件	根拠 規則	世界記録	ジュニア 世界記録	
IAAF競技規則の適用	260.1	0	0	
国際陸連(アジア陸連)への公式な記録申請	260.4	0	0	
ドーピングテストの実施	260.6	0	0	
個人種目で3人以上、リレー種目で2チーム以上の出場	260.9	0	0	
計時方法 (手動計時・写真判定・自動応答システムで記録計時)	260.22(a)	0	0	
国際競歩審判が少なくとも3人	260.25	0	0	
コースの自転車計測 (IAAF・AIMS計測員AまたはB級)	260.28(a) 260.29(a)	0	0	
コースの条件 (セパレーション・エレベーション) ※道路競歩は1周が1km以上2km以内	260.28(b) 260.28(c) 206.29(b)	0	0	
レース当日のコース確認 (IAAF・AIMS計測員により設営が正しくなされているか確認)	260.28 (d) 260.29(c)	0	0	
コース再計測 (A級1名含2名上で計測され、当日、うち1名が設営確認を実施した場合は不要)	260.28(e) 260.29(d)	0	0	

[※]ロードレースの途中計時については、記録が認められることがあるので、第260条28- (f) を確認する。

^{*}国外で日本記録 [(ジュニアを含む)・日本室内記録 (ジュニアを含む)] を上回るか同等の成績を記録した場合には、陸連事務局 に即時連絡する。

^{*}国外に遠征する場合には、登録証明書海外用を事前に作成し遠征先に提出しておくと、記録証明などを入手し易い。(記録用紙 額参照)

アジア記録	ジュニア アジア記録		日本記録	ジュニア 日本記録		
0	0		* 国内適用の	*国内適用のルールもあり		
0	0		* 日本陸連への申請必要			
0	0		(オリンピック 種目のみ)	_		
0	0		_	_		
0	0		0	0		
0	0		JRWJ1名	JRWJ1名		
0	0		*国内適用の)ルールもあり		
0	0		0	0		
0	0		_	_		
0	0		_	_		

記録公認申請の方法

国内で行なわれる各種競技会の記録公認は、原則として日本陸上 競技連盟(以下、「本連盟」という。)が行う。また、本連盟はすべて の記録を保管する義務を有するので、加盟団体、協力団体が主催す る競技会の記録は、本連盟に対して公認申請をする必要がある。

本連盟が主催する競技会及び日本実業団陸上競技連合(以下,「日本実業団」という。)並びに日本学生陸上競技連合(以下,「日本学連」という。)が主催する競技会のように,即時公認記録となる場合でも,公認申請が必要となる。

主管となる加盟団体あるいは協力団体は、すべての記録を競技会終了後30日以内に本連盟へ提出しなくてはならない。

1 記録公認の申請

(1) 加盟団体,協力団体等が主催する場合

競技会終了後速やかに,競技会記録公認申請書及び正誤訂正済 みのプログラム等を添えて本連盟競技運営委員会「競技部 分室」 に申請する。

(紙媒体で申請する場合)

① 提出書類(トラック&フィールド)

競技会で行なった種目により(a), (b)及び(c)~(h)の必要な記録表 を添付して申請する。なお、記録表等は陸連システム及びパソ コン等で印刷したものでも構わない。

- (a) 競技会記録公認申請書(陸連 No.28,29)
- (b) プログラム(正誤修正済み)
- (c) トラック競技(予選・準決勝・決勝)記録表(陸連 No. 11)
- (d) リレー種目 (予選・準決勝・決勝) 記録表 (陸連 No. 12)
- (e) 走高跳・棒高跳記録表 (陸連 No.13)
- (f) 走幅跳・三段跳記録表 (陸連 No.14)
- (g) 投てき種目記録表 砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投 (陸連 No.16)
- (h) 混成競技記録得点表 (陸連 No.15)

② 提出書類(道路競技)

マラソン・競歩競技など各種ロードレース等については, 公認 コース等条件を満たしたもの

- (a) 競技会記録公認申請書 (陸連 No.28,29)
- (b) プログラム(正誤修正済み)
- (c) 道路競技成績記録表(陸連 No.10)
- ③ 提出先

日本陸上競技連盟 競技運営委員会 競技部分室 (陸上競技マガジン編集部内)

(電子申請の場合)

本連盟競技運営委員会競技部分室より指示を受けたシステムで申請を行う。提出書類については、紙媒体の場合と変更はないが、競技会記録公認申請書(陸連 No.28,29)の公印は省略して良いものとする。その他のデータの申請方法については、競技部分室より指示を受ける。

(2)公認申請の際の留意点

- ① 記録用紙は本連盟が定めている様式を参考にする。(競技規 則第132条 [国内]を参照)
- ② 出場した競技者の登録陸協が複数の都道府県にまたがる場合 は、所属欄に登録陸協名を記入する。
 - ※大学生については、出身高校の所在する都道府県に登録していることが多いので、必ず記入する。また、同じ所属名でありながら、登録陸協の異なる場合があるので注意する。
- ③ 風の関係する種目の「風力」や2日以上に渡る競技会では各種目の実施日等を忘れずに記入する。
- ④ ハードルの高さや投てき物の重さを必ず記入する。
- ⑤ 外国で出された記録に関しては、本人またはその所属する チーム担当者が当該種目の記録表または写しを提出する。

2 日本新 (タイ) 記録の申請

(日本記録・室内日本記録・ジュニア日本記録・ジュニア室内日本記録)

日本新(タイ)記録の申請は記録公認申請と同様,陸連主催大会では,記録は即時公認される。加盟団体,協力団体等が主催する大会で,日本記録と同じか上回る記録が出た場合は,トラック&フィールド及び道路競技は日本陸上競技連盟新(タイ)記録申請書(陸連No.30)また,混成競技は申請書(陸連 No.31)で申請する必要がある。

- (1) 日本陸連が主催する競技会,日本実業団並びに日本学連の主催 する競技会の場合
 - ① 記録は即時公認となる取扱いは次の通りとする。
 - (a) 同じラウンドでは、従来の日本記録を基準としてその記録 と同じか上回るすべての記録が日本記録となる。
 - (b) 前のラウンドで新たに複数の日本記録が出た場合は、その 記録の中で最高のものが日本記録となっているので、次のラ ウンドではその記録と同じか上回る記録のみが日本記録とな る。
 - ※ この場合のラウンドとはトラック,フィールド共に、予選・ 決勝などの各々をさす。
 - ② 日本実業団、日本学連はその主催する競技会で日本記録が出た時は直ちに本連盟に通知し、その後速やかに必要書類(下記(2)と同じ)を提出する。
- (2) 前記(1)以外の競技会の場合
 - ① 競技会終了後当該加盟団体が速やかに下記の書類を添付して、本連盟に日本記録公認を申請する。 (競技規則 265条日本記録の項を参照)
 - ・日本陸上競技連盟新 (タイ) 記録申請書 (陸連 No.30)
 - ・競技会プログラム(訂正済みのもの)
 - ・ 当該種目の全記録表 (予選から決勝までの全記録)
 - ・トラック競技で写真判定装置が使用された場合は、その判定写 直
 - ② 国外の競技会の場合は、本人またはその所属するチーム担当

者が当該種目の記録表または写しと、主催者発行の記録証明書 を提出する。

(3) 提出先

日本陸上競技連盟 競技運営委員会 競技部 (陸連事務局)

- (4) 申請にあたっての留意点
 - ① 競技会時の最新の日本記録を基準に、その記録と同じか上 回った記録のすべてを日本記録として申請する。
 - ② 同じ競技会で同一人が同種目で複数回樹立した場合もラウン ドが異なっていればすべて申請する。
 - ③ ジュニア日本新(タイ)記録申請については,競技者の生年 月日を必ず記入する。(競技規則260条世界記録の細則20を参 照)
 - ④ 800mまでの日本記録は本連盟承認の写真判定装置によって 記録された時間だけが申請できる。(競技規則第260条世界記 録の細則22を参照)
 - ⑤ 日本記録(オリンピック種目のみとする)が樹立された場合, ドーピング検査を24時間以内に受ける必要がある。主催者は 本連盟事務局員にただちに電話連絡を行い,ドーピング検査の 実施方法について確認する。

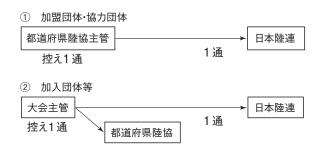
(医師:「競技会ドーピング検査(ICT)の手順)参照」)

3 申請の流れ

記録公認申請・日本記録申請の方法は、以下(1)(2)のように大会主管団体により異なるので注意を要する。各々競技会終了後、速やかに送付する。

(1) 47加盟団体,協力団体,加入団体(郡市町村陸協等)

記録公認申請書は、大会を主管した団体が記録公認申請書を必要部数作成して、陸連に1通と都道府県陸協に控え1通を残すこと。また、加入団体等が主管した場合は、陸連と都道府県陸協に各1通を提出し、主管団体に控え1通を残す。

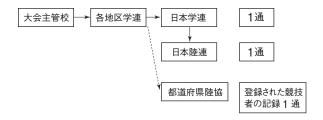


(2) 日本学生陸上競技連合

日本学生陸上競技連合加盟校競技者は、出身高等学校所在地の 都道府県、大学所在地の都道府県または、居住地の都道府県のうち、いずれか1つに登録する3つの方法があることから各種大会 を主管した大学は記録公認用申請書を必要部数作成して1通は控え、残りを地区学連に提出する。

地区学連は、日本学連に2部提出する。また、学生が登録する 都道府県陸協に登録競技者分を提出する。

日本学連は申請書を確認し2部のうち1部を陸連に提出する。



競技会記録公認申請書(記載例)

西暦 2014年12月1日

公益財団法人 日本陸上競技連盟

会長 〇〇

申 請 者 東京 元

印

申 請 者 住 所 東京都新宿区西新宿2-×-×

下記の通り競技会を開催いたしましたので、同封のトラック競技予選・準決勝・決勝記録表、リレー予選・準決勝・ 決勝記録表、走高跳・梅高跳記録表、走幅跳・三段跳記録表、砲丸投・円盤投・ハンマー投・やり投記録表、新記録 申請書各1部及び正誤訂正済みのプログラム1部を添付の上、記録公認を申請いたします。 (なお、記録表を印刷したもので、上記記録表に代えることができる)

記

1. 競技会の名称 :ゴールデングランプリ東京 コード

競技会 1 3 5 0 0 3 2 3

- 1

2. 主 催 者: 西新宿 陸上競技協会

競技場コード

1 3 1 0 1 0

3. 競 技 場 : 国立霞ヶ丘陸上競技場

4. 開催日: 2014年11月30日(日)~ 月日()

5. ハードルと投てきの規格

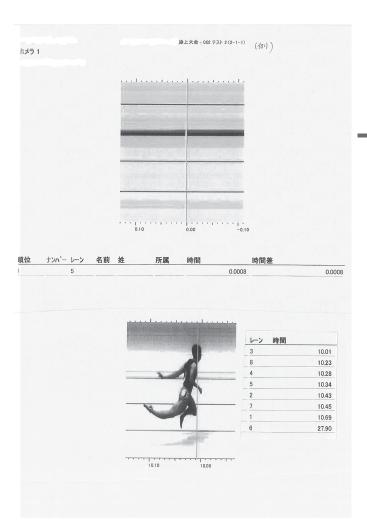
	<i>Λ</i> –	F,	ル 競	技		投		τ	き	競技		
	男子 110m H		男子 100m H	男子 80 m H		男子砲丸投		男子円盤 投		男子ハンマー投		男子やり 投
V	1.067m/9.14m		0.838m/8.50m	0.700m/7.0m	V	7. 260 k g	V	2.000 k g	V	7. 260 k g	V	800 g
	0. 991m/9. 14m					6.000 k g		1.750 k g		6.000 k g		700 g
_	0. 914m/9. 14m					5,000 k g		1.500 k g		5.000 k g		
_						4.000 k g		1.000 k g				
	女子 100m H			女子 80m H		女子砲丸投		女子円盤 投		女子ハンマー投		女子やり投
V	0, 838m/8, 50m			0.700m/7.0m		4.000 k g		1.000kg		4. 000 k g		600 g
	0.762m/8.50m					2. 720 k g						
	0.762m/8.00m											

* 実施した種目にチェック(レ)してください。

2014.11 改訂 (陸連 No.30)

日本陸上競技連盟新(タイ)記録申請書(記載例)

				(新・タイ) 記録を目	申請する。
1. 種 目	男子 10				
				風速((+)・- 1.	9)
4. 競技者氏名・所属			,,		
			○○局校	東京	. 都道府県)
生年月日 19					
(リレー競走の場合)					
)_生年月日_	
) 生年月日	
)_生年月日	
5. 期 日 201					
		郡市町村名)	国立霞ヶ丘陸	上競技場 東京都	新宿区
競技場コード	1 3 1 0 1 0				
7. 競技会名	ゴールデング	ランプリ東京			
競技会コード	1 3 5 0 0 3 2	2 3			
		役員の	証明		
私たちは、上記の記録	がつくられた時に	示され, それが日本	陸上競技連盟競技	規則によったものである	ことを確認する。
総務自署 東京	一郎	(179	7・フィールド)審判ま	長自署 東京 †	世界
		投てき物	の検査		
技術総務自署 東京	忠志				
		道路競	##		
JRWJ_1 自署				§	
916449_1 日相			01tW0_2 日 4	4	
JRWJ_3 自署	<u> </u>		競歩競技は、	JRWJ のうち1名以上署	肾名すること。
		er DE CT (4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4: 4	四件の中部中	1.	
	7	n盟団体・協力	団体の甲請書	¥	
(陸上競技	 	合) は上記記載事項	が正確であること	を確認し上記の記録を申	請する。
				専務理事	
申請日年_	В	口 今日 東市		3 20 3	元 陸協印
中間口		1 XX XX		尹攻	74 KK WILL
受 理	月	日 日本陸上競技連	盟会長	<u> </u>	·
		同	専務理事	<u> </u>	
				2014.02 改訂	(陸連 No.30)



ゼロコントロールテスト立会者・判定写真確認者 用紙

競技年月日 : 2014年 写真判定装置 メーカー名 :○○○ メーカー型番:12345	「写真判定装置のメーカ名・型番・日付等印刷されないときは 記入してください
ゼロコントロールテスト 立会者	
担当	氏 名
スタート審判長(トラック審判長)	東京 世界
写真判定員主任	新宿 决部
判定写真 確認者	
担 当	氏 名
写真判定員主任	折宿 决部
TANCALL	रा १४ ४८ थ
写真判定員	新宿 太郎
※ ゼロコントロールテストの写真、判定写	写真を添付する。 2014.02 改訂 (陸連 No.30)

競技結果 男子 100 m

トラック審判長 〇〇 記録主任

世界記録 (WR)	9.58	U. ボルト	ジャマイカ	2009/8/16
日本記録 (NR)	10.00	伊東 浩司	富士通	1998/12/13
大会記録 (GR)				

					風力: +1.9	
順位	レーン	ナンバー	氏 名	所 属	記 録	備考
1	4	84	陸上太郎 (95)	○○高校	10.01	JNR
2	3	99			10.24	
3	1	105			10.28	
4	5	93			10.34	
5	6	94			10.43	
6	8	98			10.44	
7	7	100			10.45	
8	2	92			10.47	

^{*} JNR:ジュニア日本記録